

○用途限定米穀の用途外使用等取扱要領（平成22年4月19日付け22総食第61号農林水産省総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成22年4月19日付け22総食第61号 一部改正 平成23年8月29日付け23総食第692号 平成25年6月5日付け25生産第823号 平成26年4月1日付け25生産第3613号 平成27年9月30日付け27生産第1842号 平成28年6月6日付け28政統第322号 平成30年4月1日付け29政統第1907号 令和元年5月7日付け元政統第18号 <u>令和2年12月28日付け2政統第1692号</u> 農林水産省総合食料局長通知</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和2年12月28日付け2政統第1692号）</u></p> <p><u>1 この通知は、令和2年12月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p><u>3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成22年4月19日付け22総食第61号 一部改正 平成23年8月29日付け23総食第692号 平成25年6月5日付け25生産第823号 平成26年4月1日付け25生産第3613号 平成27年9月30日付け27生産第1842号 平成28年6月6日付け28政統第322号 平成30年4月1日付け29政統第1907号 令和元年5月7日付け元政統第18号</p> <p style="text-align: right;">農林水産省総合食料局長通知</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>別紙（略）</p> <p>（新設）</p>

(別記様式1-①号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

1 定められた当初の用途

（出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等が申請する場合は、当該米穀の購入先等も記載すること。）

2 新たな用途

3 用途外使用の理由

（当該米穀の品位や当初の用途に使用できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける詳細な資料を添付すること。）

(別記様式1-①号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

1 定められた当初の用途

（出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等が申請する場合は、当該米穀の購入先等も記載すること。）

2 新たな用途

3 用途外使用の理由

（当該米穀の品位や当初の用途に使用できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける詳細な資料を添付すること。）

- 4 用途外使用（予定）の数量
（とう精等の加工過程で生じた米穀の場合は、当該加工に使用する米穀の数量も記載すること。）
- 5 用途変更後の月別使用計画
（計画の期間は、最長で1年以内とする。）

- 4 用途外使用（予定）の数量
（とう精等の加工過程で生じた米穀の場合は、当該加工に使用する米穀の数量も記載すること。）
- 5 用途変更後の月別使用計画
（計画の期間は、最長で1年以内とする。）

(別記様式1-②号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(輸出用から主食用への用途外使用承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者(出荷販売事業者)の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者(出荷販売事業者)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名(個人の場合は、氏名)

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途 輸出用
- 2 新たな用途 主食用
- 3 用途外使用の理由
- 4 用途外使用(予定)の数量
- 5 用途限定米穀等の概要

	代替して輸出する主食用米	代替して輸出する主食用米
産地		
年産		
等級		
数量		

(別記様式1-②号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(輸出用から主食用への用途外使用承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者(出荷販売事業者)の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者(出荷販売事業者)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名(個人の場合は、氏名) 印

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途 輸出用
- 2 新たな用途 主食用
- 3 用途外使用の理由
- 4 用途外使用(予定)の数量
- 5 用途限定米穀等の概要

	代替して輸出する主食用米	代替して輸出する主食用米
産地		
年産		
等級		
数量		

注1) 代替して輸出する主食用米の年産が、用途限定米穀（輸出用米）の年産以降であること及び等級が同等以上であることを記載すること。

注2) 代替して輸出する主食用米に係る販売契約書の写し又は輸出計画書（数量、輸出先国、輸出代行業者名、輸出時期（最長で1年以内）等を含む）を添付すること。

注3) 用途限定米穀に係る受払台帳等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める書類を添付すること。

注1) 代替して輸出する主食用米の年産が、用途限定米穀（輸出用米）の年産以降であること及び等級が同等以上であることを記載すること。

注2) 代替して輸出する主食用米に係る販売契約書の写し又は輸出計画書（数量、輸出先国、輸出代行業者名、輸出時期（最長で1年以内）等を含む）を添付すること。

注3) 用途限定米穀に係る受払台帳等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める書類を添付すること。

(別記様式2号)

用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

用途限定米穀の用途外使用の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 用途外使用の承認を受けた米穀の使用・出荷販売に当たっては、すべて承認された用途で行うこと。
- 2 申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないこと。
- 3 用途外使用の承認を受けた米穀については、引き続き、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の用途限定米穀の取扱いその他の関係法令に定められた適正な取扱いをすること。
- 4 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省の職員による検査に協力すること。
- 5 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合に当たっては、当該米穀に代替して輸出する主食用米を申請の日から1年以内に輸出すること。
- 6 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

(別記様式2号)

用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

用途限定米穀の用途外使用の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 用途外使用の承認を受けた米穀の使用・出荷販売に当たっては、すべて承認された用途で行うこと。
- 2 申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないこと。
- 3 用途外使用の承認を受けた米穀については、引き続き、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の用途限定米穀の取扱いその他の関係法令に定められた適正な取扱いをすること。
- 4 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省の職員による検査に協力すること。
- 5 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合に当たっては、当該米穀に代替して輸出する主食用米を申請の日から1年以内に輸出すること。
- 6 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

申請者(要領第2の3の出荷又は販売の相手方)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名(個人の場合は、氏名)

申請者(要領第2の3の出荷又は販売の相手方)
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名(個人の場合は、氏名) 印

注) 当該米穀の出荷又は販売に際して仲介業者を含めた契約を行う場合は、当該事業者も含めた誓約書を作成すること。

注) 当該米穀の出荷又は販売に際して仲介業者を含めた契約を行う場合は、当該事業者も含めた誓約書を作成すること。